

2019年5月27日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
品質管理本部長 紙谷 孝雄実務対応報告公開草案第57号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に
関する当面の取扱い（案）」に対する意見

2019年3月25日に公表された実務対応報告公開草案第57号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので本日提出いたします。

記

質問1

実務対応報告第18号において、IFRS第16号「リース」及びASU第2016-02号「リース」を修正項目として取り扱わないとする提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

1. IFRS第16号等を修正項目としない提案についての意見

(コメント)

IFRS第16号「リース」及びASU第2016-02号「リース」（以下「IFRS第16号等」という。）の主要な会計処理は、いずれも財務諸表利用者への情報提供として一定の有用性があるものと評価されており、我が国の会計基準に共通する考え方と著しい乖離のあるものではないため、修正項目として取り扱わないとする提案に同意する。

質問2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

2. 「明らかに合理的でないと認められる場合」に該当しないことの明確化

(コメント)

IFRS第16号等に従った会計処理は、我が国の会計基準に共通する考え方に照らして

「明らかに合理的でない」と認められる場合」に該当しないことを明確化することをご検討いただきたい。

(理由)

実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第 18 号」という。)の「連結決算手続における在外子会社等の会計処理の統一」の「当面の取扱い」柱書きなお書きでは、いわゆる修正 5 項目以外でも「明らかに合理的でない」と認められる場合には、連結決算手続上で修正を行う必要があることに留意するものとされている。

ここで、IFRS 第 16 号等の主要な会計処理は、いずれも財務諸表利用者への情報提供として一定の有用性があるものと評価し、これを修正項目として取り扱わない理由としており、本公開草案は、IFRS 第 16 号等を適用することが「明らかに合理的でない」とはいえないことを明確にするものであると理解している。

一方、本公開草案では、IFRS 第 16 号等に従った会計処理が「明らかに合理的でない」と認められる場合」に該当するかどうかまでは明示していないため、実務対応報告第 18 号において、明確に示す必要があるものとする。

3. 連結財務諸表の表示や開示(注記)の取扱い

(コメント)

IFRS 第 16 号等について、実務対応報告第 18 号で修正項目としない場合、実務上大きな影響があると考えられる連結財務諸表の表示や開示(注記)の取扱いについて、整理することをご検討いただきたい。

(理由)

在外子会社が IFRS 第 16 号等に従って会計処理を行った財務諸表を連結決算手続上でそのまま取り込んだとしても、実務対応報告第 18 号の効力は表示や開示(注記)には及ばないことは理解している。

IFRS 第 16 号は、オペレーティング・リース取引とファイナンス・リース取引を区分する概念がないことから、これを我が国の親会社の連結財務諸表に取り込んだ際の連結貸借対照表及び連結キャッシュ・フロー計算書に関する表示や開示(注記)に関する取扱いが必ずしも明確ではない。在外子会社が適用する会計基準の中でも、適用会社数が多数になり、広範な影響が生じることが考えられ、財政状態等に関する企業間比較可能性を確保する観点から、取扱いを明確にすることに一定の有用性があると考えられる。

具体的には、IFRS 第 16 号等について、実務対応報告第 18 号で修正項目としない場合、我が国においては、連結貸借対照表における「使用権資産」についていかなる表示科目に区分するかが必ずしも明確ではない。また、IFRS 第 16 号等では、連結キャッシ

ユ・フロー計算書における表示区分、我が国の開示制度におけるオペレーティング・リース取引及びファイナンス・リース取引に係る注記での取扱いが必ずしも明確ではない。

特に、連結財務諸表規則ガイドライン 15 の 3 が準用する財務諸表等規則ガイドライン 8 の 6 では、財務諸表等規則第 8 条の 6 に規定する注記を「リース取引に関する会計基準」が適用される場合の注記としているが、従来も在外子会社のリース取引は当該注記に含められてきたと考えられることから今後も注記対象とすべきであると考えられ、IFRS 第 16 号等が適用される取引についてもいかなる注記の対象となるかを明確にする必要があるものと考えられる。

以 上